

## ○全体スケジュール

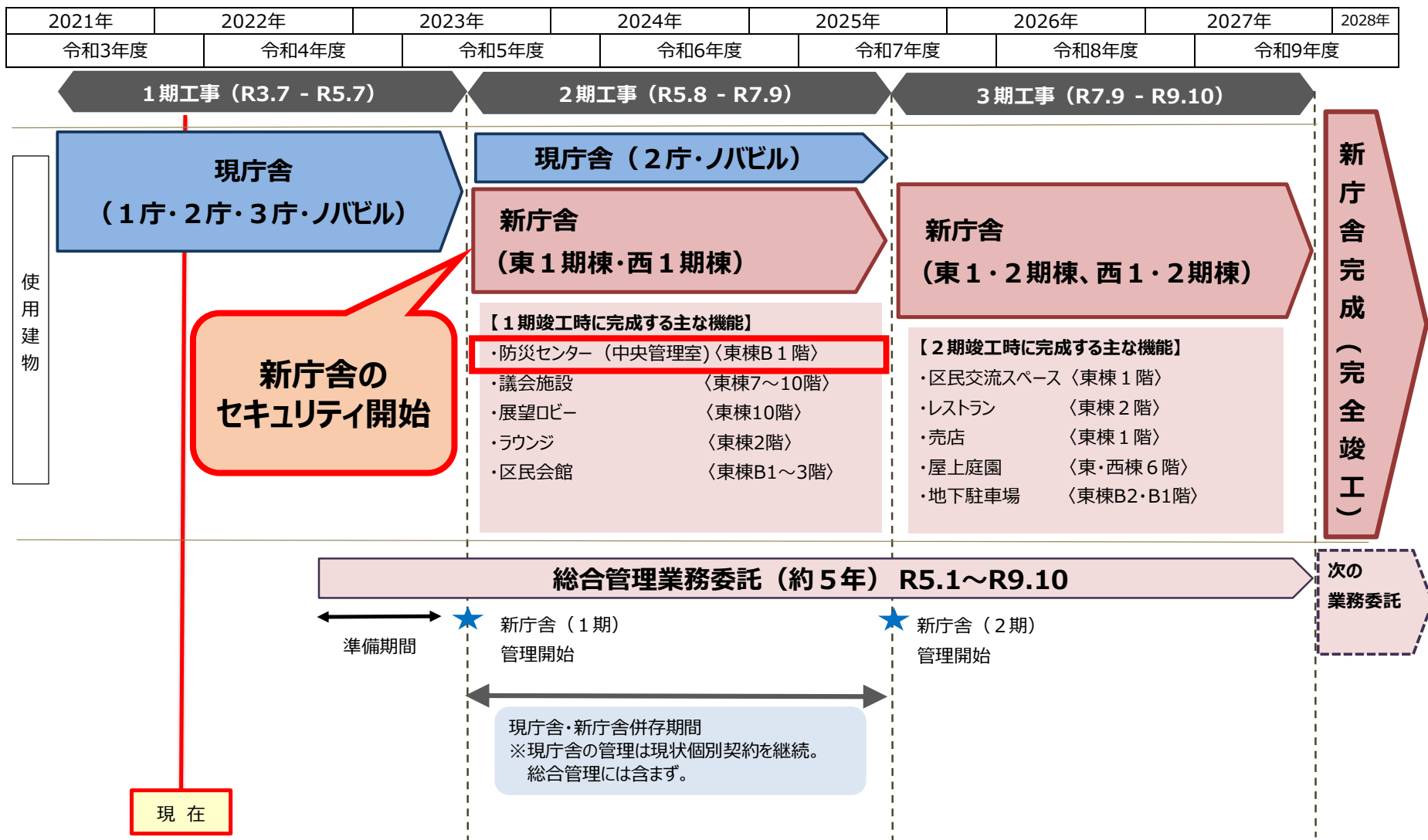


図1：各工期で完成する新庁舎の主な施設機能と、現庁舎の活用期間、及び総合管理業務委託期間の関係

## 1 時間帯によるセキュリティエリアの種類



(1) 常時稼働 (セキュリティを設定しない) エリア →原則、常時開錠。

<東棟地下1階> 防災センター、時間外戸籍窓口 (※昼間は施錠)

(2) 常時セキュリティを設定するエリア →セキュリティカード (以下「ICカード」という。) 等による開錠が毎回必要。

<東棟> 議会施設、区長室等、庁有車駐車場

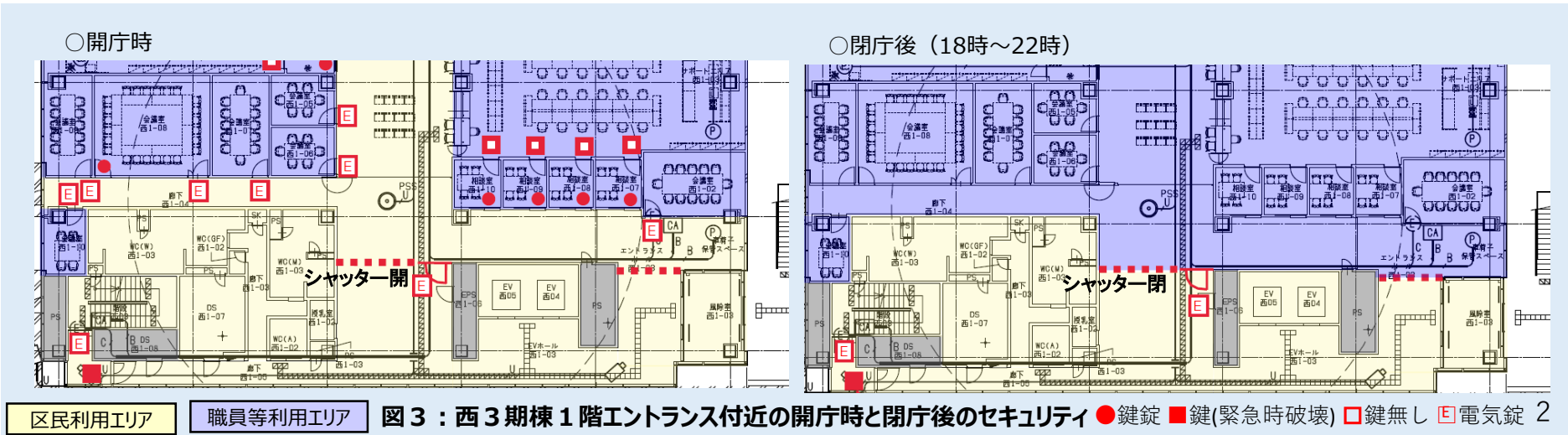
(3) 閉庁後、セキュリティを設定するエリア

- ・<全棟> 執務室エリア (セキュリティのかけ方は図3参照)
- ・<東棟> レストラン、売店 (営業時間により22時以降の場合あり。)、屋上庭園

(4) 夜間、セキュリティを設定するエリア

- ・<東棟> 区民会館、区民交流スペース、区民交流室
- ・<西棟> 来庁者駐車場 (現時点では、夜間は閉鎖予定。)
- ・<全棟> 区民利用エリア

図2：時間帯によるセキュリティエリア



2 鍵の基本的な考え方

表：エリア・居室別における鍵の種類

エリア・居室		設置する鍵の種類				備考
		シリンダー錠	電気錠 (ICカード、テンキー)	電気錠+ 静脈認証等	ナンバー錠	
会議室等	各会議室		○			モニター等盗難防止のため
	相談コーナー・応接室	○				原則、施錠せず。(サインで使用を示す) 待合スペース側の扉内側に鍵を設置。
	庁議室・委員会室・議場	○				
特定の諸室	議会施設エリア・区長室エリア		○			
	サーバー室、無線室等 (高いセキュリティ性が求められる 管理諸室)			○		特定の職員のみ開錠可とする
	入札室・医務室・面談室等の特 定の作業を目的とする部屋	○				
閉庁時稼働エリア	防災センター・時間外戸籍窓口につ ながる扉		○			
	休日開放エリア(来庁者駐車 場・くみん窓口・区民交流室等) から執務室へつながる扉		○			
階段・駐車場	庁有車駐車場・荷捌き場		○			電気錠(テンキー)
	階段室への扉		○			・各フロアから階段への鍵は不要 ・階段から各フロアに入る際はICカードによる開錠 (開庁時は不要)
風除室	風除室(内・外)	○				
バックヤード	ロッカー・更衣室		○			休憩室、休養室は施錠しない
	書庫			○		
	倉庫				○	電気設備不要のテンキー

※火災報知機との連動について：避難経路上の扉(電気錠)は、火災報知機と連動して解錠する。

### 3 エレベーター着床制限について

着床制限は、かご内・EVホール内に設置するカードリーダーにICカードをかざすことにより制限解錠が可能となる。

(1) 開庁時

- ・着床制限は行わない。

(2) 閉庁後（18時～22時）

- ・地下2階から地上2階までのうち、区民が利用するフロアのみ着床、それ以外は着床制限を行う。

(3) 夜間（22時以降）

- ・時間外戸籍窓口（位置：東棟地下1階防災センター向かい）への経路として利用するエレベーター（東棟1期棟）を除き、全てのエレベーターで、全てのフロアに対して着床制限を行う。



写真：EV内のカードリーダー（イメージ）

### 4 その他

- (1) 18時以降の退出口については、東棟は1期棟1階風除室、西棟は2期棟地下1階職員用駐輪場とする。  
また、閉庁時に登庁する職員は、東棟地下1階の防災センターを経由して執務室へ向かう。

- (2) 職員、議員、区民会館運営事業者ごとにセキュリティを設定する。

- ・職員…全てのフロア
- ・議員…地下1,2階、6～10階
- ・区民会館運営事業者…地下2階から2階の区民会館エリア

- (3) 西1・2期棟の区民交流室利用者の火災時の避難動線については、同室内の執務エリア側の扉を開放して庁舎内の階段、エレベーターの利用を可能とする。

- (4) 階段室内側は、1階を除く全てのフロアに電気錠を設置し、開庁時、閉庁時とも区民利用のあるフロアの扉については施錠しない。

- (5) 電気錠のICカードとして職員証を利用する。